

東洋電機グループ
サステナブル調達ガイドライン

2025年4月2日版

目次

はじめに	3
1. 東洋電機グループの経営理念.....	4
2. 東洋電機グループの環境理念とその行動指針.....	4
3. サステナビリティ方針について.....	5
4. 資材調達方針	6
5. お取引先様へのお願い	7
6. 東洋電機グループ調達パートナー行動規範	8
第1部 行動規範.....	8
A. 法令遵守・国際規範の尊重	8
B. 人権・労働	8
C. 安全衛生.....	9
D. 環境.....	11
E. 公正取引・倫理	12
F. 品質・安全性.....	13
G. 情報セキュリティ	13
H. 事業継続計画	14
第2部 管理体制の構築.....	14
A マネジメントシステムの構築.....	14
B サプライヤーの管理	14
C 適切な輸出入管理.....	14
D 苦情処理メカニズムの整備.....	15
E 取り組み状況の開示	15
7. その他	15
8. 問い合わせ先	15
改訂履歴	16

はじめに

東洋電機グループは、社会・顧客・株主に貢献すること、未来に挑戦すること、信用を高めることを大切にしています。これらを実現するために、創業から 100 年以上、時代とともに変化するニーズに対応しながら、技術を活かした高品質な製品・サービスをグローバルに提供し続けてきました。そして、私たちは、このように持続可能な社会の実現に貢献しながら、あわせて企業価値の向上を目指すサステナビリティ経営に、継続的に取り組んでまいりました。

世界全体でも、国連における「ビジネスと人権に関する指導原則」や「SDGs（持続可能な開発目標）」、経済協力開発機構（OECD）による「多国籍企業行動指針」、国際労働機関（ILO）の「多国籍企業宣言」などが出され、日本でも金融庁によって有価証券報告書にサステナビリティ情報の開示が義務付けられるなど、サステナビリティに関する取り組みは加速しています。

当社グループはそうした変化を踏まえて、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄による新たなパートナーシップを構築するため、「パートナーシップ構築宣言」を 2024 年 10 月に掲げました。また、サステナビリティに関する取り組みについては、年に 1 回統合報告書を発行してお伝えしてきた他、各種方針や社会貢献への取り組み等についてホームページ上でもご案内しておりましたが、昨今の社会のサステナビリティに関する要求により一層応えるため、本ガイドラインを制定いたしました。

お取引先様にも本ガイドラインの内容をご理解いただき、サプライチェーン全体での共存共栄を目指し、サステナブルなパートナーシップ構築にご協力くださいますようお願い申し上げます。

東洋電機製造株式会社
資材部
品質管理部

1. 東洋電機グループの経営理念

東洋電機グループは下記の経営理念を掲げ実践し社業を発展させ、株主及び関係者各位の付託と理解に応え社員と喜びを共にしています。

倫理を重んじ社会・顧客に貢献する
進取創造の気風を養い未来に挑戦する
品質第一に徹し信用を高める

2. 東洋電機グループの環境理念とその行動指針

<環境理念>

東洋電機グループは、気候変動への対応等の地球環境保全への取組みを重要課題に掲げ、持続可能な社会の実現に貢献します。

<行動指針>

1. 製品の企画・開発・設計・調達・製造・販売・流通・使用・廃棄のライフサイクル全体で、エネルギー消費削減等の環境負荷低減に努めます。
2. 気候変動への対応、廃棄物削減、資源の再利用及び有害化学物質の削減等により、環境保全に取り組みます。
3. 環境保全に関する法令及び当社グループとして同意した要求事項を遵守します。
4. PDCA サイクルを回し、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図ります。
5. 環境保全に対する意識の向上を目的として、当社グループの全従業員に対して適切な教育を行います。

3. サステナビリティ方針について

＜サステナビリティに関する基本的な考え方＞

東洋電機グループは、社会・顧客・株主に貢献すること、未来に挑戦すること、信用を高めることを大切にしています。これらを実現するために、創業から 100 年以上、時代とともに変化するニーズに対応しながら、技術を活かした高品質な製品・サービスをグローバルに提供し続けてまいりました。これから先も社会を取り巻く環境は変化していきますが、私たちは技術や品質を磨き続け、ものづくりを通じて持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を目指してまいります。

＜サステナビリティ方針＞

サステナビリティに関する基本的な考え方を具体的な取り組み内容に結びつけることを目的として、東洋電機グループの事業活動を 3 つの視点で整理したサステナビリティ方針を制定しています。

－3 つの視点－

●製品・サービスにおける取り組み

卓越した当社グループの技術を用いて、持続可能な社会の実現に貢献する製品サービスを提供します。

- ・小水力発電等の脱炭素エネルギー供給
- ・鉄道や EV など省エネな移動機関の普及
- ・電気機器の効率化・蓄電システムの普及 等

●生産活動における取り組み

生産活動での環境負荷を低減し、地域の環境をまもりつづけます。

- ・生産使用エネルギー量の削減
- ・材料・製品輸送時のエネルギー削減
- ・生産現場、事業所でのリサイクルの取り組み 等

●人と地域を大切に作る取り組み

従業員や地域社会を大切にし、心を未来に届けます。

- ・ダイバーシティ & インクルージョンの推進
- ・健康経営・ウェルビーイングの推進
- ・地域環境を守り、自然保護に貢献 等

4. 資材調達方針

東洋電機グループは、お客様に提供する製品の原材料・役務等について、人権や環境といった社会的要請に配慮した調達を行うことでサステナビリティへの取組みを推進し、取引先の皆様と共に、持続可能な社会の実現に貢献します。

① 法令・社会規範の遵守

調達活動を行う国又は地域で適用される法令及び社会規範を遵守します。

② 人権尊重

国際的な人権基準を遵守し、強制労働や児童労働等のあらゆる差別行為を禁止します。

③ 環境への配慮

気候変動や生物多様性への影響に配慮し、環境負荷の低減に向けた調達活動に取り組みます。

④ 品質

品質第一に徹し、調達活動を行う国又は地域で適用される品質及び安全性に関する法令等を遵守し、製品品質の維持向上に努めるとともに、安全基準を満たす製品を提供することで、供給者としての責任を果たします。そのために、原材料・役務等の調達においても、品質管理体制を構築・運用し、品質に関して適用される法令及び当社グループとして同意した要求事項を遵守します。

⑤ 相互発展に向けた取引関係の構築

調達取引先とのコミュニケーションを充実し、相互理解を深めることで信頼関係を築き、相互発展に向けた取引関係の構築を目指します。

- 1) 調達取引先に対し公平かつ公正な取引の機会を提供
- 2) 当社グループの要求品質への対応、製品製造に関わる技術対応力の維持向上に向けた継続的協働
- 3) 製品の安定供給に向けた体制の確立と維持
- 4) 継続的な取引を可能にする健全で安定した事業経営、経営方針及び経営状況の開示
- 5) 調達取引先からの社会通念を超える接待、個人的な利益となる金銭及び不適切な贈品の受領禁止

⑥ 労働安全衛生及び健康経営

適切な労働環境の整備及び安全衛生、並びに働く人たちの健康に配慮した調達活動に取り組みます。また、働く人たちの健康管理を戦略的に実践することで、働く人たちの活力の向上や生産性の向上等の組織活性化の取組みを推進します。

⑦ 情報の適正な管理

調達取引先と当社グループとの間、及び調達取引先における機密情報、個人情報、知的財産権等の適正な管理・保護を実施し、それら情報の流出を防止します。

⑧ 責任ある鉱物調達

部材に含有される鉱物資源について、重大な人権侵害を引き起こす地域紛争等に関わる勢力への資金供与につながる恐れのある鉱物（紛争鉱物：すず、タンタル、タングステン及び金）を排除する取組みを推進します。

⑨ 化学物質管理

人体や環境に対して危険をもたらす化学物質等について、法令等を遵守し、保存・使用及び取扱いが安全に行われるよう、適切な管理に向けた取組みを推進します。

⑩ 製品含有化学物質管理

製品に含まれる特定の物質について、法令等を遵守し、適切な管理に向けた取組みを推進します。

⑪ 反社会的勢力との関係

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持ちません。

5. お取引先様へのお願い

東洋電機グループではサステナビリティの重要性を深く認識し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化しております。ついては、お取引先様のサステナビリティに関する取り組み状況を把握し、今後の協力関係をより一層強化するために「サステナビリティに関する自己チェックシート」へのご回答をお願いする場合があります。ご協力のほどよろしくお願い致します。

6. 東洋電機グループ調達パートナー行動規範

第1部 行動規範

A. 法令遵守・国際規範の尊重

企業は、自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重する必要があります。

B. 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、国際労働機関（以下、ILO）が定める中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。また、あらゆる差別行為や、強制労働、児童労働等の人権侵害行為を行ってはなりません。

（B-1）強制的な労働の禁止

企業は、強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いることはできません。

また、企業はすべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る必要があります。

（B-2）児童労働の禁止・若年労働者への配慮

企業は、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、企業は、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

（B-3）労働時間への配慮

企業は、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する必要があります。

(B-4) 適切な賃金と手当

企業は、労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守する必要があります。

また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮することが望まれます。

(B-5) 非人道的な扱いの禁止

企業は、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。

また、企業が労働者に提供する寮には、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保する必要があります。

(B-6) 差別の禁止

企業は、差別およびハラスメントを行ってはなりません。

また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する必要があります。

(B-7) 結社の自由、団体交渉権

企業は、現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する必要があります。

C. 安全衛生

企業は、関連法規制を守るのみならず、ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。さらに、企業が職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、労働者からの意見聴取と労働者の教育も不可欠です。

また、経営的視点から労働者の安全や健康保持・増進を捉え、施策や取組に反映することを推奨します。

(C-1) 労働安全

企業は、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する必要があります。

特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮が必要です。

(C-2) 緊急時の備え

企業は、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う必要があります。

(C-3) 労働災害・労働疾病

企業は、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

(C-4) 産業衛生

企業は、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う必要があります。

(C-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

企業は、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する必要があります。

(C-6) 機械装置の安全対策

企業は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する必要があります。

(C-7) 施設の安全衛生

企業は、労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する必要があります。

また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保する必要があります。

(C-8) 安全衛生のコミュニケーション

企業は、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する必要があります。

また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みが必要です。

(C-9) 労働者の健康管理

企業は、全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う必要があります。

D. 環境

企業は、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題を最優先に考慮すべきであり、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組む必要があります。

(D-1) 環境許可と報告

企業は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

(D-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

企業は、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む必要があります。

(D-3) 大気への排出

企業は、関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する必要があります。

(D-4) 水の管理

企業は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水する必要があります。

あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施することが必要です。

また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

(D-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

企業は、法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える必要があります。

(D-6) 化学物質管理

企業は、法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する必要があります。

(D-7) 製品含有化学物質の管理

企業は、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守する必要があります。

E. 公正取引・倫理

企業は、法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行う必要があります。

(E-1) 腐敗防止

企業は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗につながる行為、恐喝、および横領などを行ってはなりません。

(E-2) 不適切な利益供与及び受領の禁止

企業は、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

(E-3) 適切な情報開示

企業は、適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する必要があります。

記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

(E-4) 知的財産の尊重

企業は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う必要があります。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する必要があります。

(E-5) 公正なビジネスの遂行

企業は、公正な事業、競争、広告を行う必要があります。

(E-6) 通報者の保護

企業は、通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する必要があります。

(E-7) 責任ある鉱物調達

企業は、製造している製品に含まれる すず、タンタル、タングステン、および金 などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。

F. 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

また、ISO9001 などの広く認識されたマネジメントシステムに準拠した品質管理や変化点管理（機械の設定変更や材料の変更、作業者の交代、製造方法の変更など）に取り組み、それを報告する必要があります。

(F-1) 製品の安全性の確保

企業は、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

(F-2) 品質管理

企業は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。

(F-3) 正確な製品・サービス情報の提供

企業は、製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

G. 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

(G-1) サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。

(G-2) 個人情報の保護

企業は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。

(G-3) 機密情報の漏洩防止

企業は、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。

H. 事業継続計画

企業は、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

(H-1) 事業継続計画の策定と準備

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

第2部 管理体制の構築

A マネジメントシステムの構築

企業は、第1部行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムの構築を推奨します。

B サプライヤーの管理

企業は、第1部行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスの構築を推奨します。

C 適切な輸出入管理

企業は、法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行う必要があります。

D 苦情処理メカニズムの整備

企業は、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムの構築を推奨します。

E 取り組み状況の開示

企業は、本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行うことを推奨します。

7. その他

本ガイドラインは、適宜、見直し・改訂を行います。

8. 問い合わせ先

本ガイドラインに関するお問い合わせは以下にてお受け致します。

東洋電機製造株式会社 資材部
TEL : 045-785-3685
E-mail : shizai@toyodenki.co.jp

改訂履歴

記号	日付	改定内容および理由	頁
－	2025 年 4 月 2 日	初版発行	16